

移動支援事業者 各位

世田谷区障害福祉部
障害施策推進課長 太田 一郎

新型コロナワクチン接種に係る移動支援事業の対応について

日頃より世田谷区の障害福祉サービス事業にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、世田谷区において、ワクチン接種が順次開始されました。これにより、ワクチン接種のために行う移動支援事業について、区では下記のとおり取り扱うことといたしましたので、お知らせいたします。

記

1 世田谷区での取り扱い

ワクチン接種に係る移動については、移動支援事業の対象となります。なお、ワクチン接種のために移動支援事業を行うことにより、支給決定時間を超えることが見込まれる場合及び、ワクチン接種を理由に新たに利用を始める場合については、支給決定を行っている各総合支所保健福祉センター保健福祉課まで必ずご連絡のうえ、サービスを提供してください。

2 対象となるサービス内容

- (1) ワクチン接種会場への送迎
- (2) ワクチン接種会場内における移動、読み書き等

3 請求方法

ワクチン接種のために移動支援事業を行った場合、「ワクチン接種以外の実績のみを記載した実績記録票」(記入例①)と「ワクチン接種に係る実績だけを記載した実績記録票」(記入例②)を別々にご作成いただき、別紙記入例のとおり表記をお願いいたします。

※1 ワクチン接種の前後に、間を空けず他の目的で移動支援を行った場合、その一連の実績時間を「ワクチン接種に係る実績だけを記載した実績記録票」(記入例③)としてご作成いただき、別紙記入例のとおり表記をお願いいたします。

※2 「1 世田谷区での取り扱い」に基づくご連絡をいただいていない場合、ワクチン接種に係るサービス提供分の請求が認められない場合がございますので、あらかじめご承知おきください。

4 その他

この通知は、区ホームページにも掲載いたします。